



年度末のご注意

届出書類の遡り期間は通常は2カ月ですが、

年度を越えての遡りはできません

● 3月分の届出に限っては2カ月の遡りができません

2月	3月	4月
1月分 (3月8日15時まで受付)		
2月分 (4月10日15時まで受付)		
	3月分 (4月10日15時まで受付)	

令和5年度分の届出書類の締切日は4月10日15時、原本必着です!

郵便配達事情も考慮し、必ず上記期日の15時までに到着する
発送方法でご送付ください。

● 期日に間に合わなかった場合

期日に間に合わなかった場合は、届出書類通りの処理ができなくなりますのでご注意ください。

- 例) 4月10日15時までに、3月末退職者の届出書類が到着しなかった場合
⇒4月分の掛金を請求させていただき、4月末退職処理になります。
- 例) 4月10日15時までに、3月末転出、4月転入者の異動の届出書類が到着しなかった場合
⇒異動は成立しません。旧施設で退職手続きをしていただきます。旧施設に4月分の掛金を請求させていただき、4月末退職処理になります。

●届出書類のご提出時期について

最近、提出もれや郵便事情により、届出書類の提出が締切日に間に合わないとのこと相談が増えてきております。

事務局では、各事象発生前の届出書類も受付可能です。ただし、事前にご提出いただいた場合でも所定の締切日に合わせて手続きに入ります。

なお、届出内容の訂正・取消等は、従来通り締切日の15時までにご連絡をお願いいたします。

重要

令和6年4月より、『旧様式』での届出は、受付できません

最新の様式は共助会ホームページからご確認ください。

- 従前より『旧様式』の届出は受付できないことをお知らせしてまいりましたが、**退職・異動について**、『旧様式』での届出が散見されます。
令和6年4月10日（水）の15時以降に到着の届出より、『旧様式』でご提出の場合、施設様へ返送させていただきます、**新様式で再提出となります。**
- あわせて、**貸付金のお申込みも旧様式では受付できません**ので、ご注意ください。

毎月、掛金明細と同封で発送しておりました『事務連絡』は廃止とさせていただきます。
事務担当者の方への情報提供や加入者の皆さまへ周知をお願いしたいことなど、不定期でお知らせさせていただきます。

なお、毎月の締切日等はHPでご確認をお願いいたします。

共助会HP →

千葉県共助会

検索